

## 第 27 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 10 月 26 日（水）午後 1 時 36 分から 3 時 14 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

### 3. 出席委員

会長	12 番	石堂 かよ子			
会長職務代理者	11 番	西田 三郎			
農業委員	1 番	高田 真盛	2 番	牛野 進一郎	
	3 番	久保田 力雄	4 番	砂坂 浩一郎	
	5 番	小山 幸良	6 番	寺内 秀昭	
	7 番	河野 律雄	10 番	中之藪 堅二郎	

### 農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	崎田 善昭	ロ.	向井 克巳
ハ.	中園 廣行	ニ.	片板 大作
ホ.	中峯 哲義	ヘ.	雨田 俊孝
ト.	原田 晃生	チ.	小脇 尚武

### 4. 欠席委員

農業委員	8 番	古市 道則	9 番	中島 一三
------	-----	-------	-----	-------

### 5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による令和 4 年度第 27 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農地振興係長	山田 直樹
農地振興係	日高 美保
農地集積支援員	牛野 学

## 7. 会議の概要

- 事務局 開会前に、「欠席の届」が出ておりますので報告します。  
議席番号8番 古市道則委員、9番 中畠一三委員です。  
本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。
- 議長 ただいまから、第27回 農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。  
（「はい。」の声あり。）
- 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号11番 西田三郎委員、1番 高田真盛委員を指名します。
- 議長 日程第2、（議案協議）議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和4年度第27号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について、を議題にします。  
尚、整理番号10番において10番委員が、農業委員会法第31条第1項、議事参与の制限に該当することになりますので退席をお願いします。  
（10番委員、退席）
- 議長 それでは、事務局より議案第1号整理番号10番の説明をお願いいたします。事務局。
- 事務局 資料は、2ページをお開きください。  
議案第1号は農用地利用集積計画（案）の承認について、令和4年10月31日を公告日とする農用地利用集積計画（農地中間管理権11件）を定めたので承認を求めるものです。  
総括表についてご説明します。資料は、3ページをお開きください。  
農地中間管理権の設定です。公告年月日は令和4年10月31日、期間は令和4年11月1日から令和9年10月31日までの5年間で9件。期間が令和4年11月1日から令和14年10月31日までの10年間で2件です。  
資料、6ページをお開きください。  
まず整理番号10番は、東京都武蔵野市〇〇×× A・61歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Bが耕作者です。  
土地の所在は〇〇字△△××番 外1筆、地目は田、面積は2筆合計で●●㎡、水稻を耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で、期間は10年です。  
図面は16ページに添付しております。  
農地中間管理権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第1号整理番号10番の農用地利用集積計画（案）についての承認を求めます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
（「異議なし。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第1号整理番号10番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第1号整理番号10番については、原案のとおり決定いたしました。  
10番委員の入場を求めます。  
（10番委員、着席）

議長 議事を進行します。議案第1号残りの案件の説明をお願いいたします。事務局。

事務局 続きまして、議案第1号残りの案件についてご説明いたします。

資料は4ページをお開きください。

整理番号1番は、〇〇××番地 C・55歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Dが耕作者です。

土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡、甘しょを耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で、期間は5年です。図面は7ページに添付しております。

整理番号2番は、〇〇××番地 E・63歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Dが耕作者です。

土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡、甘しょを耕作します。賃借料は10アール当り〇千円で、期間は5年です。図面は8ページに添付しております。

整理番号3番は、〇〇××番地 F・73歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Dが耕作者です。

土地の所在は〇〇字△△××番 外1筆、地目は畑、面積は2筆合計で●●㎡、甘しょを耕作します。賃借料は10アール当り〇千円で、期間は5年です。図面は9ページに添付しております。

整理番号4番は、〇〇××番地 G・77歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Dが耕作者です。

土地の所在は〇〇字△△××番 外2筆、地目は畑、面積は3筆合計で●●㎡、甘しょを耕作します。賃借料は10アール当り〇千円で、期間は5年です。図面は10～11ページに添付しております。

整理番号5番は、兵庫県三田市〇〇××、H・70歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Dが耕作者です。

土地の所在は〇〇字△△××番 外1筆、地目は畑、面積は2筆合計で

●●m<sup>2</sup>、甘しょを耕作します。賃借料は10アール当り〇千円で、期間は5年です。図面は12ページに添付しております。

整理番号6番は、栃木県栃木市〇〇×× I・33歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Dが耕作者です。

土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●m<sup>2</sup>、甘しょ等を耕作します。賃借料は10アール当り〇千円で、期間は5年です。図面は13ページに添付しております。

整理番号7番は、福岡県京都郡苅田町〇〇××番地 J・50歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Dが耕作者です。

土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●m<sup>2</sup>、甘しょ等を耕作します。賃借料は10アール当り〇千円で、期間は5年です。図面は13ページに添付しております。

整理番号8番は、〇〇××番地 K・59歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Lが耕作者です。

土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●m<sup>2</sup>、サトウキビを耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で、期間は10年です。図面は14ページに添付しております。

整理番号9番は、〇〇××番地 M・68歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Nが耕作者です。

土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●m<sup>2</sup>、甘しょを耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で、期間は5年です。図面は15ページに添付しております。

整理番号11番は、日置市〇〇××番地 O・61歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Pが耕作者です。

土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●m<sup>2</sup>、甘しょを耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で、期間は5年です。図面は17ページに添付しております。

農地中間管理権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第1号残りの案件の農用地利用集積計画（案）についての承認を求めます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
（「はい。」の声あり）

議長 11番委員。

11 番委員 整理番号1番から7番まで、Dということになっているんですが、今回だけでざっと●●㎡の面積になります。全体計画がどれぐらいかは知らないのですが、何とも言えませんが、有機栽培はやはり人手と手間がかかると思います。やや疑念が残ります。管理体制を農業委員会としてとるのかどうか、難しい部分があるとは思いますが、どうでしょう。

議長 皆さん、懇談に入ってよろしいでしょうか。では懇談に入ります。

議長 懇談を解きます。他にございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号残りの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第1号残りの案件については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：Q、譲受人：R 外17件を議題にします。

事務局 それでは事務局より議案第2号の説明をお願いいたします。事務局。資料18ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が18件です。

整理番号1番から資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 Q。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Rです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、22ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は40ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、千葉県松戸市〇〇××番地 S。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Tです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積合計が●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、23ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は45ページから添付しています。

整理番号3番。譲渡人が、千葉県松戸市〇〇××番地 S。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Uです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、24 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は50 ページから添付しています。

整理番号4番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 V。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Wです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、25 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は55 ページから添付しています。

整理番号5番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 X。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Yです。

土地の所在が、〇〇字△△××番、〇〇字△△××番の合計2筆。

現況地目は畑、地積合計は●●㎡です。

所有権移転で、名義整理によるものです。

この件につきましては、26 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は60 ページから添付しています。

整理番号6番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 X。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Zです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。現況地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、名義整理によるものです。

この件につきましては、27 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は66 ページから添付しています。

整理番号7番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 X。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 aです。

土地の所在が、〇〇字△△××番、同字××番の合計2筆。

現況地目は畑、地積合計は●●㎡です。

所有権移転で、名義整理によるものです。

この件につきましては、28 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は70 ページから添付しています。

整理番号8番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 X。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 bです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。現況地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、名義整理によるものです。

この件につきましては、29 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 74 ページから添付しています。

整理番号 9 番。譲渡人が、〇〇××番地 X。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 c です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。現況地目は畑、地積は●●m<sup>2</sup>。

所有権移転で、名義整理によるものです。

この件につきましては、30 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 78 ページから添付しています。

整理番号 10 番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 X。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 d です。

土地の所在が、〇〇字△△××番、同字××番の合計 2 筆。

現況地目は畑、地積合計は●●m<sup>2</sup>です。

所有権移転で、名義整理によるものです。

この件につきましては、31 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 82 ページから添付しています。

整理番号 11 番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 X。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 e です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。現況地目は畑、地積は●●m<sup>2</sup>。

所有権移転で、名義整理によるものです。

この件につきましては、32 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 87 ページから添付しています。

整理番号 12 番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 f。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 g です。

土地の所在が、〇〇字△△××番、同字××番の合計 2 筆。

地目は田、地積合計は●●m<sup>2</sup>です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、33 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 91 ページから添付しています。

整理番号 13 番。譲渡人が、中種子町〇〇××番地 h。

譲受人が、中種子町〇〇××番地 i です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は田、地積は●●m<sup>2</sup>。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、34 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 96 ページから添付しています。

整理番号 14 番。譲渡人が、鹿児島市〇〇番××号 j。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 kです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、35 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は101 ページから添付しています。

整理番号15番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 l。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 mです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、36 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は106 ページから添付しています。

整理番号16番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 X。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 nです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。現況地目は畑、地積は●●㎡。

その他 〇〇字△△××番、〇〇字△△××番 外5筆を含む合計8筆。

地積合計が●●㎡となります。

所有権移転で、名義整理によるものです。

この件につきましては、37 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は111 ページから添付しています。

整理番号17番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 o。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 pです。

土地の所在が、〇〇字△△××番、同字××番の2筆。地目は畑、合計地積は●●㎡。

所有権移転で、贈与及び経営移譲によるものです。

この件につきましては、38 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は120 ページから添付しています。

整理番号18番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 q。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 rです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

その他 同字××番、同字××番を含む合計3筆、地積合計が●●㎡となります。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、39 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は125 ページから添付しています。

以上 18 件につきましては、10 月 13 日の現地調査により耕作等について確認しております。

これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号 1 番、10 番委員。

10 番委員 QさんとRさんは親戚関係ではありません。

Qさんの体調が思わしくなく、目も見えないということで介助がないと 1 人では生活できません。農業ができないということで、自宅の近くで耕作をしているRさんを買ってくれるように相談を持ちかけたそうです。Rさんは水稲と以前は安納芋を耕作していましたが、今は安納芋の耕作はしていないようです。畑には野菜を作りたいとのこと。

議長 整理番号 2 番、7 番委員。

7 番委員 譲渡人のSさんという方は、〇〇出身です。本人の農地の所有が約〇町〇反という結構な面積で、筆数が 8 圃場くらいある内容になっています。今までほとんどの畑を、個人的に貸し借りをして、その地代を親戚に当る方が 10 数年間面倒を見て送ってくれていたようですけれども、その親戚が 90 歳を過ぎて大変な作業になるから良い方法はないかという相談がありました。

所有者本人は老人ホームに居住していて、現在の体調は悪い状態のようです。連絡を取り合うのは 1 人娘であり、その方とのやり取りの中で、今現在貸している圃場の全てを、県地域振興公社経由で契約をするということにいたしました。

条件の悪い圃場が 2 つほどあるんですけど、これについては売買によって処分をしていただけないかという相談の結果、ここに譲受人のTさんが合意の上での 3 条申請となりました。譲渡人の本人とは連絡は取れておりませんが、Sさんの娘さんと譲受人のTさんとは確認を取り、売買をするということですので問題はないという判断でございます。

議長 整理番号 3 番、1 番委員。

1 番委員 整理番号 3 番についての内容は、先の整理番号 2 番で 7 番委員が説明したとおりであります。SさんからUさんへの所有権の移転ですが、現在その土地をTさんの件と一緒にUさんが耕作している関係で、現地は 1 枚の畑になっている状況であります。この畑の境界もないような状況ですので、今回Uさんの方に名義を変えられるということによりよろしくお願いします。

議長 整理番号 4 番、11 番委員。

11 番委員 ご説明申し上げます。Vさんは既に 90 歳ということで、この度鹿児島娘さんのところに引き上げるということのようです。それで財産を処分したいということで、Wさんに相談したところ。この 2 人は〇〇で近所

同士の付き合いが昔からあり、またこの圃場に行くにはWさんの宅地を  
通っていかないと通路が無いということもあって、Wさんしか買う人はい  
ないだろうということで、相談をしたら良い話し合いができ、この度名義  
替えをする運びになったようです。現地も確認いたしました。まさにW  
さんの隣で道もないところでした。

ご両人は現在〇〇集落にお住まいです。私たちの仲間であります7番委  
員も〇〇集落にお住まいです。以前から7番委員がこの2人から相談を受  
けていたということでございます。私の方にも詳しい情報提供が7番委員  
からありました。ありがとうございました。おかげでスムーズに事前調査  
ができたところであります。このようにお互い協力して問題解決してい  
くというのも良いことではないかと思えます。以上です。

議 長  
5番委員

続いて整理番号5番から6番・7番・8番まで、5番委員。

これは例年Xの共有地を今現在耕作している人たちに無償で提供する  
ということで、5番・6番・7番・8番は現在も作付けがなされておしま  
す。

名義変更が済めば、またこのまま作るということですので、よろしくお  
願いします。

議 長  
1番委員

整理番号9番、1番委員。

先ほど5番委員が説明したとおりのXの名義整理関係になります。譲受  
人のcさんについては、本来譲受人として出てくる方が既に亡くなってお  
ります。亡くなった方の娘さんの婿さんになる方がcさんという方です。  
家族兄弟で相談した結果、今回はcさんの方に名義を整理することになり  
ましたので、よろしく願いします。

議 長  
5番委員

整理番号10番、5番委員。

先ほどと同じでXからdさんへの移転（名義整理）ですので、現在も作  
物が植えられておりますので、よろしく願いします。

議 長  
10番委員

整理番号11番、10番委員。

11番についても、先ほど触れたようにXからeさんへの名義整理とい  
うことで、譲受人がeさんとなっております。eさんに確認してみるとまだ  
予定は立っておりませんということでした。よろしく願いします。

議 長  
12番委員

整理番号12番については、私の方より説明いたします。

fさんとgさんの件でございますが、以前からgさんがこの農地につ  
いては作付けをしておりました。fさんはずっと農業をしていないので、今  
回売買の件ということ。実際はここに農業用ハウスを建てる予定でござ  
います。

議 長  
5番委員

整理番号13番、5番委員。

ここに売買の件があるんですけど、私たちの隣の集落である〇〇とい  
うところで、以前〇〇に点々として〇〇の方々の田んぼがあった訳で、これ  
も20年になるんですけど、構造改善をする時にもう〇〇方面の人の土地を

公民館から北側に全部寄せようじゃないかということで、〇〇方面の方の土地を全部公民館から北側、道を挟んで全部まとめておりました。ところが今度〇〇の i さんの方からそういう話がありまして、〇〇にはもう作らないから私が買いますということでしたので、それでは南種子町の農業委員会に行ってくださいということで話をしておりました。これは本人たちも話し合いが付いていて、これがとおりにさえすれば直ぐにやれるということです。よろしくお願ひします。

議 長 整理番号 14 番、8 番委員が欠席ですので、農地最適化推進委員のへ推進委員、よろしくお願ひします。

へ推進委員 8 番委員からお願ひがあったので、説明します。j さんは資料のとおりマンションを買って住んでいまして、同じ集落の k さん、105 ページに地図があるんですけど、j さんの土地の奥に k さんの土地がありまして、出入りも大変だったらしいです。それで j さんからそういうお願ひがあったので、じゃ買いましょうということで、話がついたようです。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。続いて整理番号 15 番、7 番委員。

7 番委員 譲渡人の l さん、譲受人の m の〇〇さんと面談をしました。3 条申請の内容については、間違いがなくそのとおりであることの確認をいたしました。m さんの内情を聞くと、今までは土地を求めるといふことはあまり積極的にはしてなかったそうなんですけど、今回のロシアの侵攻と国内のことで飼料の流通が停滞して、非常に難儀をしているとのことでした。これから先の将来的なことがあるものですから、飼料を確保するために土地を購入して自ら確保したいと説明をされていまして。ということで、内容等について全く問題はありませんので、私の方では問題なしと判断をしております。よろしくお願ひします。

議 長 整理番号 16 番、5 番委員。

5 番委員 これも X から n さんへの件なんですけど、117 ページを開いてもらってよろしいですか、〇〇の〇〇というところで、地図に 1 番から 4 番までの説明がありますが、1 番は問題なく耕作していますが、2 番から 4 番に関しては川の拡張工事のために泥を積んであるので、この川の工事が何年かかるかは分からないのですが、終わった後には 3 枚の田を 1 枚にして自作するということなんですけど、今の現状を見たところでは何年かかるかなと思って心配しております。

息子の s さんがいるので大丈夫だと思います。よろしくお願ひします。

議 長 整理番号 17 番、へ推進委員。

へ推進委員 譲渡人の o さんと譲受人の p さんは親子関係です。現在も p さんの方が作付けをしていります。o さんが高齢のため贈与という形でお願ひがありまして、こういうことになりました。お願ひします。

議 長 整理番号 18 番、私の方より説明いたします。

12 番委員 譲渡人の q さん、譲受人の r さんですが、譲渡人の q さんの方がたった 1 人いた娘さんを亡くして、身寄りがなくなったということで、農地をずっと残しておけば孫とかその下に税金が行くということで農地を全部処分したいということで、3 筆だけが残っていましたが、残っている 3 筆をただでもいいから貰ってくれということでしたが、t さんの方が奥さんの方が反対だったんですけど、社長の方が良いよということで譲り受けた農地でございます。現在 1 枚はバナナを耕作し、残り 2 枚は田んぼです。バナナの方はそのままバナナを残して育てて良いということで、残り 2 枚は田んぼを耕作しています。

議 長 以上で説明を終わります。これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。  
(「はい。」の声あり)

議 長 はい、11 番委員。  
11 番委員 3 点ほどお尋ねします。整理番号 1 番、面積が●●㎡、対価〇〇万円ということですが、この土地の状況が特別なのかどうか、説明してください。2 点目が対価ゼロ円というのが今回 9 件ほど出ております。対価ゼロの場合は、不動産取得税は評価額にかかりますので、どうなっているか気になります。評価額が安いでしょうから必要ないということでしょうか。それから整理番号 13 番、譲受人は中種子町の方です。中種子町の農業委員会との協議は必要ないのでしょうか。以上です。

議 長 はい、事務局。  
事 務 局 11 番委員の質問にお答えします。まず整理番号 1 番の Q から R の 3 筆なんですけど、申請書に〇〇万円と書いていますので、ここは譲渡人・譲受人との話し合いの中で決められたもので金額に間違いはございません。続いて 2 番ですが、対価ゼロ円の場合、不動産取得税が気になるということですが、すみませんが不動産取得税については、私が理解していないのでお答えできません。3 番目の質問なんですけど、整理番号 13 番の中種子町の住所の方なんですけど、こちらの農地が南種子町の所在なので南種子町の協議、中種子町との協議はしておりません。よろしいでしょうか。

11 番委員 はい。内容は分かりました。整理番号 1 番ですが、常識的にいうとかなり高額だなという感じはいたします。現地が特別な状況があるのかどうかということが知りたかったということです。

事 務 局 特別かどうかというのは、金額に関しては特段聞いておりません。  
10 番委員 現地は農地というより住宅街にあります。面積は少ないんですけども、倉庫が建っております。それでお金を多めにということです。

11 番委員 分かりました。  
議 長 11 番委員、よろしいですか。不動産取得税の件については事務局がご存知でしょうか。説明をお願いします。

事務局 不動産取得税は、売買・贈与関係なく不動産評価額の土地・建物に対して、3パーセントが譲られた方に掛かりますので貰った方は不動産取得税を払わないといけないということです。

例えば評価額 10 万円の不動産であれば3パーセント、3千円の税金が掛かるということです。確定申告の折に申告していただければよろしいかと思えます。

議長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、貸人：u、借人：t 外2件を議題にします。

事務局 それでは事務局より議案第3号の説明をお願いいたします。事務局。資料の130ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、転用申請が3件です。

整理番号1番から、資料を読み上げます。

整理番号1番。借人が、南種子町〇〇××番地 t。

貸人が、南種子町〇〇××番地 uです。

土地の所在は、〇〇字△△××番の一部。

登記・現況地目は田。地積は●●㎡のうち●●㎡です。

工事計画は、令和4年11月から令和5年3月までの5ヶ月間。

転用目的が現場事務所及び駐車場です。

転用事由の詳細としまして、鹿児島県発注工事「農村地域防災減災事業(農村災害)南種子地区4-1工区の施工に際し、現場仮設物(現場事務所一式)・現場資機材置場・駐車場として使用したいため。」とのことです。

周囲の状況につきましては、申請地周辺は農地が広がっており、北側に町道となっています。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして

- (1) 造成計画が、盛土を最高0.45m・切土を最高0.20m行う。
- (2) それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。
- (3) 周辺農地に対しての支障対策として、隣接農地への通路を確保する。
- (4) 排水計画として、雨水は自然流下、汚水処理はくみ取りとなっております。

なお、申請地は農用地区域内及び都市計画区域外で、農地区分は「第1

種農地」の「一時転用」に該当し、使用貸借権設定によるものです。

参考資料は131ページから添付しています。

整理番号2番。譲受人が南種子町〇〇××番地 v。

譲渡人が千葉県我孫子市〇〇番××号 w。

土地の所在は、〇〇字△△××番の一部。

地目は田。地積は、実測面積●●㎡のうち●●㎡です。

転用計画としまして、地目を雑種地に変更。

工事計画は、令和4年12月から令和5年12月までの1年1ヶ月。

資金は、土地取得費〇〇万円、造成費〇〇万円、合計〇〇万円で、資金内訳は、自己資金となっています。

転用目的としましては、産業廃棄物一時置場です。

転用事由の詳細としまして、「現在隣接地において、産業廃棄物及び一般廃棄物の処理業を行っております。近年の処理量増加に伴い、処理施設における産業廃棄物等一時置場が手狭になってきております。今後、馬毛島基地整備事業等に伴い処理量の増加が見込まれることから早急な処理施設の拡大に迫られており、廃棄物の適正処理を促すためにも必要な施設であります。」とのことです。

周囲の状況につきましては、西側に既存の施設、南側に同時申請の農地、北側に山林、東側に公道と農地が広がっています。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして

- (1) 造成計画が、盛土を最高5.0m、最低3.0m行う。
- (2) それに伴う被害防除策として、土留め工事を行う。
- (3) 排水計画として、雨水排水は貯水池・水路放流で処理することとなっております。

なお、申請地は農用地区域内農地及び都市計画区域内で、農地区分は「第1種農地」の「既存施設の拡張」に該当し、所有権移転によるものです。

参考資料は139ページから添付しています。

整理番号3番。譲受人が、南種子町〇〇××番地 v。

譲渡人が、南種子町〇〇××番地 x 外2名。

土地の所在は、〇〇字△△××番。

地目は田。地積は、実測面積●●㎡です。

転用計画としまして、地目を雑種地に変更。

工事計画は、令和4年12月から令和5年12月までの1年1ヶ月。

資金は、土地取得費〇〇万円、造成費〇〇万円、合計〇〇万円で、資金内訳は、自己資金となっています。

転用目的としましては、産業廃棄物一時置場です。

転用事由の詳細及び隣接地等に対する被害防除施設の概要については整理番号2番と同じです。

周囲の状況につきましては、西側に既存の施設、北側に同時申請の農地、

南側に山林、東側に公道と農地が広がっています。

申請地は農用地域内及び都市計画区域内で、農地区分は「第1種農地」の「既存施設の拡張」に該当し、所有権移転によるものです。

参考資料は140ページから添付しています。

この3件につきましては、10月13日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に関連して現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。整理番号1番、口推進委員。

口推進委員 9番委員が欠席ということで私の方で説明いたします。私は当日の農地パトロールに同行していないので、詳しい内容は分かりませんが、昨夜9番委員から引き継ぎを受けましたので説明をさせていただきます。

今回の件について、tさんが県の発注工事を請けたもので、工事現場のプレハブ事務所を設置したいということです。譲渡人のuさんの田んぼの一部をお借りして、事務所を設置したいということです。tさんの方も現場近くで良い場所はないかということで探したらしいんですけど、ないということで結果的にuさんの田んぼの一角をお借りする形となっております。その事務所の方にも電気を通したいということで、できれば電柱の近くにある場所ということで、このuさんの田んぼが1番良いんじゃないかということで、話しがまとまったところです。設置内容としましては、田んぼの上の部分で20センチほど掘り下げて、掘り下げた場所にブルーシートを全面に敷いた上に砂と砂利で地固めをしまして、その上にプレハブを設置するという形をとっているらしいです。それでその近くに137ページの資料をご覧ください。現状はこういう場所になっております。道沿いであり、三角型の広いスペースがあるんですけど、ここの区域が田んぼへの入り口になっているそうです。この田んぼ自体はuさんはWCS・米を作っており、工事の工期がずれた場合であっても、そこら辺は双方の話し合いの下、成立しているらしいです。簡単ですが、以上になります。

議長 ありがとうございます。整理番号2番・3番については、私の方より説明いたします。

12番委員 譲渡人のwさんは千葉県にお住まいですけれども、gさんのきょうだいでございます。

内容については、gさんと話しをしております。今回、vさんが事業拡大のために広げるということで去年1回gさんとvさんとの間で田んぼを交換という案件がありましたけれども、vさんの田んぼをgさんが米を作っていました。それでgさんがハウスを作っていた後の半分とxさんの田んぼ、現在は荒らして作っておりませんでした。ここをvさんが工場

を拡げるということですので、×さんの荒れている田んぼの有効活用がされればよろしいのではないかと思います。

審議方よろしく申し上げます。

(挙手あり)

7番委員 議長、席を外してよろしいですか。

議長 よろしいです。速やかに申し上げます。

(7番委員、離席)

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「はい。」の声あり)

議長 はい、5番委員。

5番委員 現地調査の日に対価についての話がwさんと×さん、tさん、vさんとの間でできてないということを知ったのですが。

議長 懇談に入りたいと思います。

(7番委員、着席)

議長 懇談を解きます。他に質疑ございませんか。

(「はい。」の声あり)

議長 はい、11番委員。

11番委員 2点ほどお尋ねします。整理番号2番と3番の件ですが、産業廃棄物の増設は県の許可事項ですよね。もし県が許可しなかった場合、私たち農業委員会の関与はどのようなのかというのが1点。

それからもう1点が、理由の主なものに馬毛島基地整備事業に伴い処理量が増えるということになっております。これは具体的にどういうものを予測して処理量が増えるというふうに理由付けたのかどうか。以上2点について申し上げます。

議長 事務局から分かっている範囲内でお答え願います。

事務局 11番委員の質問にお答えします。まず1番目の質問についてです。県の許可が下りずに不許可になった場合、農業委員会の対応はどうするんですかということですが、まず不許可ということで、vさんには通知を出します。不許可になればこの計画はできなくなりますので、増設・拡張工事はできなくなります。

2番目の理由で馬毛島基地整備事業等に伴い処理量増加ということで、どういったものが来るのかということですが、馬毛島基地整備事業だけではないんですけど、内容について私の方では分かりかねますが、産業廃棄物処理量が増えているというのは現状で1日当りの処理量は3トンくらいで、それが200トンくらいに増えるという見込みを踏まえての申請となっております。どういったものが持ち込まれるのかというのは産業廃棄物ということでは分かりません。そういった形になります。

議 長 11 番委員、よろしいでしょうか。

11 番委員 確認します。県の許可が下りなかった場合は、私たちは産業廃棄物処理施設を増設するよという条件をもとに許可する訳ですから、県の許可が下りなければ当然増設はできなくなりますので、白紙に戻すということになりますよね。それから馬毛島の件は具体的には分かっていますか。馬毛島基地に伴う廃棄物の増加というのは予測であり、具体的にはどういう内容かは分からないということですか。そういうことでよろしいですか。

議 長 他にございませんか。  
(「はい。」の声あり)

議 長 7 番委員。  
今の 11 番委員の質問に対しての関連なんですけど、今後こういう類の申請が出てきた時には、今回の場合は許可内容は県の裁量ということで県が許可しなくて、しなかったら当然この工事というのはできなくなる訳ですから、白紙ということになる訳ですよ。あの最初言ったようにこういう可能性もあるものが、今後申請として出てきた時には、これと同じような対応になるのか、ならないのか非常に難しい問題ですね。

議 長 懇談に入ってよろしいでしょうか。懇談に入ります。

議 長 懇談を解いてよろしいでしょうか。  
懇談を解きます。他に質疑ございませんか。  
(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。  
議案第 3 号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第 4 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について、申請人：w を議題にします。  
それでは、事務局より議案第 4 号の説明をお願いします。事務局。

事 務 局 資料の 150 ページをお開きください。  
議案第 4 号は、農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について審査を求めるもので、1 件です。資料を読み上げます。  
整理番号 1 番。申請人及び所有者は、千葉県我孫子市〇〇番××号 w。  
土地の所在は、〇〇字△△××番。  
登記地目は田。地積は●●㎡です。  
変更年月日については、昭和 50 年以前です。  
現況といたしまして、『申請地は昭和 50 年以前より耕作をしておらず、竹木類が生い茂った状態であり、山林として利用され現在に至っています。』とのことです。

参考資料は、151 ページから添付していますのでお目通しをお願いいたします。

以上、この件の内容につきましては、10月13日の現地調査において、相違ないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して現地調査の結果、並びに補足説明を私の方より説明します。

12番委員 この土地については、Vさんの土地の下の方になります。よろしいですか。現地調査に行った方は分かっていると思いますが、本当の山です。ということで宜しくお願いします。

議長 説明が終わりました。他に質疑ありませんか。  
(「はい。」の声あり)

議長 11番委員。

11番委員 3番とは関係ないんですか。

議長 事務局。

事務局 この非農地証明については、産廃の計画には入っていません。

11番委員 分かりました。

議長 他に質疑ありませんか。  
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第4号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 以上で、本日の総会の議案事項の全てを終了いたします。